

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年11月8日（月）16:00～16:13
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	本間 正義	西南学院大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

青木 幸裕	国土交通省観光庁参事官（旅行振興）付 旅行業務適正化指導室長
杉田 茂樹	国土交通省観光庁参事官（旅行振興）付課長補佐（総括）

<事務局>

青木 由行	内閣府地方創生推進事務局長
山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡	内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸	内閣府地方創生推進事務局参事官
長 正敏	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除の全国展開について
- 3 閉会

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日のテーマは「農家民宿等の宿泊事業者による旅行商品の企画・提供の解除の全国展開について」ということで、国土交通省観光庁に御足労いただいております。本日はどうもありがとうございます。

本日の資料につきましては、観光庁から御提出いただいておりますが、扱いとしては公開で構わないということでございます。また、本日の議事についても公開ということでございます。

本日の流れといたしましては、国土交通省からまずは資料を御説明いただきまして、その後、先生方の質疑応答という形で進めさせていただければと思います。

それでは、議事進行のほう、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。

早速、御説明を国土交通省からお願いいたします。

○杉田課長補佐 国土交通省観光庁旅行振興室でございます。本日はこのような機会を設けてくださりまして、ありがとうございます。

資料を御用意しておりまして、2ページ目を御覧いただければと思います。「旅行業務取扱管理者の概要」というペーパーです。

まず、旅行業法という法律自体は、消費者保護のために制定されている法律でございます。簡単に言ってしまうと、旅行商品はかなり高額なものも含まれていますので、物によっては100万円以上を超えるものもございますので、そういったものを持ち逃げしないようにしっかりと契約手続、キャンセルになった場合の措置、あるいは旅行中に何か問題が起こったときにしっかりとアフターフォローのサービスを提供できるような体制を構築するという意味におきまして、この旅行業務取扱管理者というものを設置してございます。

資料の冒頭に書いてございますが、消費者保護の観点から、営業所ごとに1人以上の旅行業務取扱管理者を選任いたしまして、こうした取引の明確性や、あるいは旅行に関するサービスの提供の確実性、そういったことについて必要な事項の管理・監督、しっかりとした説明を義務付けるという形にしております。

この旅行業務取扱管理者は大きく分けて三つ種類がございまして、一つは国外の海外旅行や国内旅行、何でも取り扱える「総合」という職種と、国内旅行のみの全国的な旅行を取り扱う「国内」、もう一つは隣接市町村までの業務を扱うことができる「地域限定」、こちらの三つの種類がございます。今回の国家戦略特区のお話につきましては、三つ目の「地域限定」の旅行業について特例を設けている状況でございます。

続きまして、3ページ目でございますけれども、ここに書いてございますとおり、これまで地域限定旅行業におきましては、一般的に宿泊サービスの提供契約の締結や媒介行為といったことも行うことが含まれておりますので、国内旅行業務取扱管理者、「国内」の旅行業と同様に、宿泊約款に関する知識が求められているところでございます。

左下に地域限定旅行業務取扱管理者の現行の制度の試験科目が載っているところでございますけれども、旅行業法に関することですか、旅行業の約款、運送や宿泊に関する約

款、あるいは実務的な旅行業務に関する料金の計算方法、それ以外の実務処理能力とか、こういったことを試験で判定いたしまして、問題がないかを国の管理のもとで行っている形でございます。

そして、今回の国家戦略特区の特例措置で既に設けていただいておりますのが、一番右のところに記載してございます。こちらについては、法律的なところはしっかりと学習していただいて試験をさせていただくのですけれども、宿泊約款やあるいは旅行業務に関連する料金、そういった実務能力の面に関しましては、ある種、実際にこの国家戦略特区で既に業務をやられている、民宿といったもので既に宿泊業を営んでいらっしゃる方々を対象とした特例でございますので、こういったところは研修で代えても問題なからうというような観点から、法律上、位置付けられてきたという形でございます。

今般の特例措置を全国展開することを考えたときに、この真ん中のところにイメージ図で示しております。今まで研修という形で特例措置を設けさせていただいたところを、同じく一括した宿泊あるいは実務の研修を、一括して研修を受講していただく場合には科目を免除するということで全国展開することを検討しているところでございます。

ですから、これまで国家戦略特区で設けられてきた特例措置をそのまま全国展開したいという方向性で検討しておりますけれども、1点、民宿等を営んでいる方々に限定していた部分も併せて外させていただいて、業種の限定を付けずにこの研修をもって科目を免除する方向で検討できないかという方向で考えております。

足早ではございますけれども、全体の概要は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

御説明のあったこの真ん中のもので、右側が「研修受講の場合、科目免除」というものですね。

○杉田課長補佐 そういうことです。

○八田座長 しかし、この左側に試験を受けるオプションも残すと。

○杉田課長補佐 そういう形でございます。

○八田座長 そこはちょうど中を通っているようなものだけでも、オプションがあると。

○杉田課長補佐 そういうことでございます。

○八田座長 ただし、今やっている業種によってどちらかを選べということではなくて、あくまでどちらでもいいからやりなさいということですね。

○杉田課長補佐 はい。

○八田座長 御説明ありがとうございます。

それでは、委員の方から御質問や御意見をお願いいたします。

○八代委員 八代です。

御説明ありがとうございます。

1点気にかかるのは、特区の場合だと当然研修する場所は自分が住んでいる自治体なわ

けですが、全国展開された場合はどこで研修を受けるのか。東京まで来いというのはちょっとかわいそうなので、そのあたりはどう考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○杉田課長補佐 全国的に全国旅行業協会という協会がございますので、そこと連携した形でなるべく御負担がかからないような方向で検討したいかと思っております。

○青木室長 全国旅行業協会の研修を活用してというところなのですけれども、実際のところは現在全国8都市でその研修を実施しているところになりますので、これを踏襲した形となるだろうと思っております。

○八田座長 ありがとうございます。

○八代委員 全国8都市に行かないといけないわけですね。

それで、研修というのは年に何回ぐらいやる予定なのでしょうか。

○青木室長 これは年1回です。

○八代委員 それは今の特区でも同じわけですか。特区でも年1回研修をやってと。

○青木室長 特区の場合、かつて仙北市で例がありましたけれども、それ以降は例がないということです。

○杉田課長補佐 例もございませんので、研修も実施していない状況でございます。

○八代委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 研修と試験の時期はずれているのですか。

○青木室長 試験は毎年9月を予定しておりまして、研修はその前ということなのですけれども、例年5月です。

○八田座長 そうすると、その意味では時期の選択も可能だということですね。

○杉田課長補佐 そうですね。

○八田座長 委員の皆様、他に御意見あるいは御質問はございませんでしょうか。

安念委員、何かありますか。

○安念委員 特段ございません。非常に前向きに取り組んでいただいたことに感謝いたします。

○八田座長 私も同意見で、非常にいいシステムに直していただいて、どうもありがとうございます。

それでは、事務局からは何かコメントはありますか。

○長参事官 実施のスケジュールだけ確認させていただきたいと思います。

伺った話としては、令和4年度に準備をして、令和5年度の試験から新しい方式に変わるということですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○杉田課長補佐 はい。先ほど申し上げましたとおり、全国旅行業協会という協会を通じてやるものでございますので、既に来年度のスケジュールなどはかなり組まれてしまっているのですが、どういった研修工程になるのかとか、オペレーションはどうするのかということも含めて来年度検討させていただいて、令和5年度からスタートさせていただければと思います。

○八田座長　それではよろしいですね。

それでは、どうもありがとうございました。

○杉田課長補佐　ありがとうございました。

○黒田参事官　それでは、これで国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを終了したいと思います。

○八田座長　どうもありがとうございました。